

様式第十一号の三（第十九条関係）

標 識

<p>宅地建物取引業者票（代理・媒介）</p> <p>この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。</p>			
免許証番号		国土交通大臣 知事（ ）第 号	
免許有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
商号又は名称			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地		電話番号（ ） -	
この場所における業務の内容	業務の態様		案内等
	取り扱う宅地建物の内容	名称	
		所在地	
売主	商号又は名称	免許証番号	国土交通大臣 知事（ ）第 号
この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります			
←————— 35 cm 以上 —————→			

↑
53cm 以上
↓

備 考

本標識中の次の文言は2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」